

吹田市商工業振興対策協議会 議事録

- 1) 開催日 平成28年8月22日(月)
- 2) 開催場所 吹田商工会議所 3階 大会議室
- 3) 開催時間 10:00～12:00
- 4) 出席委員 佐竹委員 宮田委員 石川委員 井川委員 田中委員 浦部委員
原委員 生駒委員 金谷委員 森田委員 竹原委員 藤原委員
井上委員
- 5) 欠席委員 好見委員
- 6) 出席職員 中嶋部長 大下次長 渡部総括参事 奥山参事 西本参事
宮崎主査 岡田係員
- 7) 傍聴者 1名

事務局：只今より、「吹田市商工業振興対策協議会」を開催させていただきます。
皆様にはお忙しい中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

本協議会は、本市の商工業の振興に関する事項について、必要な意見又は助言を聴取するため、吹田市商工業振興対策協議会設置要領に基づき設置しております。

本日御出席いただいております委員の皆様につきましては、平成28年7月1日付で新たに委員として選任をさせていただいております。任期は平成30年6月30日までの2年間となっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず始めに開催にあたりまして、都市魅力部長の中嶋より御挨拶を申し上げます。

－ 中嶋部長あいさつ －

続きまして、各委員の自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、佐竹委員から順をお願いいたします。

委員自己紹介

ありがとうございました。
続きまして職員の紹介をさせていただきます。

都市魅力部 部長の中嶋 でございます。
都市魅力部 次長兼地域経済振興室長の大下 でございます。
都市魅力部 総括参事の渡部 でございます。
地域経済振興室 商業・庶務グループ担当参事の西本 でございます。
地域経済振興室 企業振興・融資グループ担当主査の宮崎 でございます。
地域経済振興室 企業振興・融資グループ担当の岡田 でございます。
最後に、地域経済振興室 企業振興・融資グループ担当参事の奥山 でございます。

以上、どうぞよろしくお願いたします。

なお、吹田市商工業振興対策協議会設置要領第4条の「協議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから市長が指名する。」との規定に基づき、会長には佐竹委員を、副会長には宮田委員を、それぞれ指名させていただいております。
それでは改めまして、佐竹会長より御挨拶をお願いいたします。

— 佐竹会長あいさつ —

ありがとうございます。

事務局：次に、事前に送付させていただいております資料の確認をさせていただきます。
まず「次第」、それから「資料集」として資料番号1から5及び参考資料1から3までの資料がございます。また、別冊資料として「吹田市商工振興ビジョン2025」がございますが、こちらの資料は今回初めて選任させていただいた委員の方にのみ送付させていただいております。
以上、不足はございませんでしょうか。

なお、傍聴希望者がいる場合には、吹田市商工業振興対策協議会傍聴に関する事務取扱基準に基づき、傍聴の手続きを行うこととします。
以後の進行につきましては、佐竹会長によりしくお願いたします。

会 長：それでは、ここからの進行は、私の方でさせていただきます。
まず、傍聴人ですが、事務局の方、いらっしゃいますでしょうか。

事務局：本日の傍聴希望者は1人いらっしゃいますが、入室いただいてよろしいでしょうか。

委 員 了 承 ⇒ 傍聴希望者入室

会 長：それでは、案件に入ります前に、本日の議事録署名人の方を指名させていただきます。
森田委員、浦部委員にお願いいたします。

会 長：それでは、次第3「案件」に入ります。
まず「(1) 特区条例の改正について」ですが、事務局より説明をお願いします。

— 資料番号1に基づき説明 —

会 長：ありがとうございました。

ありがとうございました。立地に対して産業集積効果を高めるということで、キーワードの1つは産業クラスターズとなりますが、産業クラスターズというのは、聞きなれない、この会議にもともと出て頂いていた委員の皆さんは御承知だと思いますが。いわゆる、地場産業の産地があります。

例えば、大阪の場合でも堺・泉州には繊維の産地があります。あるいは東大阪には、機械金属工業の産地があります。自然発生的に出来た産業システムのことを産地と言います。それに対して政策的につくられた産地、産業集積のことを産業クラスターと呼んでいるわけです。だから産業クラスターと表現していますが産地であると、産地というのが古い表現ですので自然発生的な方が産地、いわゆる先端医療産業の産地を作る。産地というのは当然、集積効果があるわけですから、その地域にさまざまな機能、例えば研究開発機能でありますとか情報発信機能でありますとか、あるいは一貫生産機能でありますとか、集積効果はいろいろあるわけですが、それをいろんな企業を立地に対する引っ張るような魅力的な施策を作りあげることによって、インセンティブを得る。今回、こういう形で制定し、報告させていただいたということでございます。

何か、御意見、御質問等ございましたら、お願いします。

委 員：大阪府が成長産業として位置づけている水素関連というのは具体的にどのようなものですか。

事務局：例えば、水素を燃料とする自動車でありますとか、水素を利用したエネルギーの創出でありますとか、そういったものが水素関連の事業ということで大阪府は考えております。今後そういった水素、環境に配慮した燃料の事業者が今後、増えていくだろうということで成長産業と見込んで新たに水素関連の事業者さんを事業対象に加えたということです。

会 長：水素エネルギーというのは割と注目されていまして、もともと理論自身は50年前から言われています。元素周期表ありますよね。最初は水素です。最初ほど結びつきが強いのです。

『H2』結びつきが強いものを分離出来るエネルギーをもし開発することが出来たら、様々なものに応用、転換できるだろうとまず根本的な研究であります。そこまですぐに一足飛びにはならず、もちろん研究は進んでいるのですけれども、それも含めて最近、水素エネルギー、環境にもやさしいエネルギーを開発できるということで、そういう研究をこの地で、大学も集積

していますのでやる、ということです。

委員：今回、健都が加えられたのですね。今、国循は藤白台にありますね。それは将来、一緒になりますね。

事務局：今、国立循環器病研究センターは藤白台にございますけれども、それが平成30年度内にはJR岸辺駅前に移転するというので、もとの藤白台の方は対象区域から外れるという形にはなっております。

委員：それともう1点、この国循とイノベーションパークがありますね。これ摂津市になりますので具体的には国循の中だけということになりますか。

事務局：国循の中にオープンイノベーションセンターというのが、約1万㎡の広さだったと思うのですが、そういったセンターが設けられます。そこに、ライフサイエンス関連、健康関連の事業者が入れる素地がございますので、そういった所を指定させて頂くということになると思います。

会長：オープンイノベーションという言葉、御存じでしょうか。基本的に1つの企業の中で研究開発、製品開発、市場開拓を行う、これがいわゆるイノベーション。自分1社だけでなく他に企業にも情報を公開する、あるいは他地域の企業にも情報を公開する。それによって、自社の経営資源と他社、あるいは他地域の経営資源を融合することで、更なるイノベーションを進めていく。その手法のことをオープンイノベーションと言います。だからそのために、クラスターを今回つくります。他の企業や研究施設を誘致しながら、もちろん吹田市にもともとある研究の拠点というのをベースにして、何か新しいイノベーションを推進していこうというのが大きな目的です。

委員：事前に資料を読ませて頂いて、A4で追加資料を2点書かせていただきました。率直に資料をみた時にわからない単語がいっぱい出てきて、なんだこれは、というのが正直な意見でした。1つ1つ、この単語どんな意味だろうと調べながら資料を読みました。まず特区条例とはなんだろうということで、調べたら大阪府の改正を受けて、吹田市でも改正手続きを行ったことは事務局から説明がありまして、第1条（目的）の中で市税の課税に関する特別措置を講ずることによって地域経済の活性化及び持続的な発展を図り、もって産業の振興及び市民生活の向上に資するとなっていました。吹田市産業振興条例の理念で就労機会の増大及び安心、安全な市民生活の確保を資するというものにどう繋がるのかなというところで、どんな考え方をもってこれを進めていかれるのかなと1つ、わかりやすく説明して頂きたいなと思います。

会長：経済特区です。特区というのは、基本的にアベノミクスの1つの柱にもなっているものですが、特別なもの、単純に言うと治外法権的な組織をその地域につくるというのが特区なのです。従来、場所等ちがう。だから、例えば、特別な税制の枠というのを地方公共団体の意

思決定によって定める裁量を与えられるわけです。ですから例えば今回のような税制の優遇措置というのは、それに当たるわけです。それで他地域から例えば企業が進出してくる、事業展開してくる、当然、企業が来ますから、いきなりは無理かもしれませんが当然、そこであらたな事業所が生まれ、あらたな工場が生まれ、あらたな研究機関が生まれると、そこに雇用が発生する、という話です。ただ1年、2年で出来るような話ではありませんので、ただ今やっとなかると20年後、30年後、可能性が全くなくなってしまいますから、せつかく研究機関が集積していますので、とにかく今のうちに出来る間にやろうというのが趣旨です。

委員：実際にホームページを見ると認定実績というのがあって見てみると、平成26年12月10日に認定された阪大の微生物病研究会であったのですけれど。認定するということでは、すごくいいことですが、条例の趣旨からいって、この認定に伴って、すぐに効果があるというものではないと思う。

会長：すぐに、急に出来たからといって雇用が増えるとかいうわけではないです。

委員：だから、その認定において例えば、条例の成果は、今は出てないと思います。今後に期待してしまいます。

会長：期待して頂いたらいいと思います。間違いなく期待して頂きたい。

事務局：特区条例の減免を受ける適用条件の中に吹田市内でどれだけ雇用が増えたか、割合によりまして減免の額、割合が決まっていますので例えば、以前から100人おられたというところで、10人増えましたということであれば、10分の1の減免になります。

会長：すぐに成果が出ているのですね。ただ息の長いことを考えると多分、非常に大きな雇用増大効果が狙えるはずですよ。とにかく強みは、ここに阪大を含めた研究機関が集積していることです。あといかがですか。では、一応、御報告であったということにさせていただきます。

会長：それでは次に、「(2) 企業立地促進条例の改正について」ですが、事務局より説明をお願いします。

— 資料番号2に基づき説明 —

会長：ありがとうございました。

今、御説明がありましたが、御意見等ありましたらよろしくをお願いします。

委員：今、最後に説明がありました金銭の給付について定める部分、その部分だけが変わるということで理解していいですか。

事務局：支援対象についても少し広がります。今までですと製造業、卸売業の本社のみが対象になるよ

うな形だったのですけれども、地域再生法に基づきます、地域再生計画の方で認定を受けますと業種に関わらず本社機能をもったものが対象になってきますので、そういったものも拡充内容としてあげられます。今までより広い対象業種とまた地域についても広がる形となっております。

委員：事前に資料を見せてもらった時に思ったのは、改正ですから今の条例は、わかりますよね。それがどんな条例になるのかということを示してもらってわかりやすく、ここがこうなります、というのを次回でいいですし教えてもらいたいと思いました。

もう1つは、改正の背景2のところでも今後の方向性とかいろいろ書かれてまして、あらためて、そのことが吹田市の産業条例の目的のためであるということを確認に打ち出してほしいなと感じました。

企業立地促進条例というのを久しく見ていなかったもので、もう1回見直したのですが奨励金交付を受ける者の責務が1から5まであって、けっこう雇用の増大とか地域貢献とか明確に打ち出されているので立地を促進するだけじゃないかと、促進することによって先に会長が言われていた雇を増大したり地域貢献になる、その部分がすごく重要視されているというのをあらためて気づいたので、その辺もきっちり続けてもらいたいと思いました。

もう1つ、この中で、大阪北部産業集積形成基本計画があったので、調べると吹田市だけの計画だけではないというのは、よくわかりました。その中で、それを進めることによって新規雇用の創出件数が1677件とありました。例えば、吹田のエリアでは、どれくらいかなというのを素朴に感じたのです。これは吹田だけの目標ではないですね。

それと、既存の商店街等魅力向上促進事業補助金のことがここに書いていますように200万、100万の上限があります。創業支援の補助金額が上限、月額5万円になっていて、事前資料でわかりやすく現状と拡充案を表にしてもらっていて、そうなのだと思って見ていましたが、3年間で年額1500万とかなっているのです、規模は違うというのはわかるのです。実際に中小企業者ってどんな定義かと、もう1回、改めて見たら、5000万円以下で小さくても資本金だったりとか何百人という会社が対象だったりとか。小企業者は、どんなものだろうとそれも調べたのです。やはり20年、30年後を見越してここに力を入れるというのは、よくわかるのですけれども、この1500万円というのはちょっと大きすぎないかというのは率直に感じました。例えばこの1500万円で行くのであるならば、同じように商店街も創業支援の方も、もう少し支援してもいいと違うかなと素直に感じました。それを意見として、出させていただきました。

事務局：奨励金の金額につきましては、こちらの奨励金を受ける場合に創業計画等とは違って大阪府の各種の認定制度をふまえた上でというものと、今回の地方拠点強化税制の方ですと、資料番号7ページから8ページにあるように、認定を受けるための条件が決められております、かなり厳しい条件をふまえた上で認定を取られて、吹田市に進出される事業者に対しては、ある程度は創業者との違いは出てきてしまうというのは、あろうかと思われま。

事務局：数字的な目標でございますけれども、これは大阪北部産業集積形成基本計画、これは協議会を設けて、この計画がたてられました。地域としましては彩都でありますとか、もちろん吹田市、そういったところがエリアになるのですけれども協議会というのは大阪府をはじめ茨木市、箕面市、大阪大学あるいは国循、そういったメンバー構成によって、この計画の中で対象地域が決められています。そして、この誘致件数や製造出荷額等の目標をたてて、この地域全体での目標でございますので吹田だけで、いくらというような目標値の設定ではございませんので、その点、御了解頂ければと思います。

委員：1677人となっている。それぞれの目標値を足していったものかと思っていたのですが、そうではなくて、係数をかけて、こういうのが出たとか、そのような感じですか。

会長：そのようなものでは、ないです。

委員：細かい数字ですね。

事務局：そうですね。

委員：特に吹田では、この数値というものはないということで問題ないですよ。

事務局：それは、ないです。

委員：奨励金1500万というのは、みなさんの意見を聞いて今後、確定していくという流れでいいですか。

事務局：今回、企業立地促進条例の背景のところでも事務局の考え方として、御説明させて頂きたい。この条例を12月定例会、我々はそのターゲットにしているわけですが、そこへ必ず議会に提案することはまだ決まっているわけでは、ありません。ですから、仰っている1500万円にしても、じゃあ、ここで2000万円にしようと言ったからといって2000万円になるわけではないですし、もしかしたら、この条例提案が出来ない、行政の中で正案にならないことも当然、考えております。ただ我々は、この条例をあげたいという思いがありますから、その前提で、ここでいろいろ、予算規模についても御意見を頂いて、それを参考に事務局で正案するべく関係部局と協議をしていくということです。

もともと、この条例は府と連携をしておりますから、今回、地方拠点強化税制の流れがあつて国、府、吹田と連携のもとで体制を考えているわけですが、なんでこのタイミングで、この改正するのかというところは、いろんな所から言われていて、理論武装は出来ていない段階ですし、今日はその前提でおはかりをしていますので、こういう考え方が、いいのではないかという御意見を頂いて、我々としてはそれで理論武装したいという風に思っています。

会長：基本的にここに提案させて頂いて、皆さん方に御意見を頂戴して一応、ここと事務局、事務

局の案ですよね。事務局案としては、この方向で進めて頂いてということをごで取り決めるという、御意見を頂戴するという会でございます。この通りになるかどうかは最終的にはわかりません。ただ現時点では、事務局はこれで進めたいということなので、それでいかがですかということですね。

委員：1500万円は大きいというのが率直な意見です。もし、この1500万でいくのなら、同じように商店街とか創業支援をもう少し金額を上げて欲しいなど、予算の関係もあるのでしょうか。

会長：要するに、これを言いますと語弊があるかもしれませんが経済効果の問題なのです。中小企業の定義を御覧なつたとさっき仰いましたけれども、例えば製造業と商業、サービス業と定義は異なります。例えば従業員数だけでも300人、100人あるいは最近の小規模基本法、小規模支援法の対象になっている企業でも少し違う。若干、概念の差が出てきてしまう。それによって当然、そもそも発生する設備投資の金額等がもちろん変わってきます。必ずしも金額的に同じにするというのは、これは国の施策を見て頂いてもわかるように、そうになってない。

委員：ただ同じにするというのではなくて、奨励金をこのようにするのなら、創業支援の金額を上げて欲しいという意見です。

会長：むしろ、この話というよりも商店街魅力向上促進事業補助金に対する御意見ということで、よろしいですね。

委員：いいです。

会長：はい、わかりました。あと、ございますか。

委員：資料の5ページの制度一覧表には、本社（調査・企画部門）というのがあります。そこに工場が隣接されている場合も取扱いは同じになりますか。今度は、対象用途地域に住居系が入っていたり、賃貸も対象となっていたりしています。今まで認定が1件ということですがけれど対象を広げることにより、どの程度の件数を見込んでおられるのか。

事務局：件数でございますが具体的に何件というものはまだ定められておりませんが、今後、見込める可能性としましては、先ほど申し上げました健都の開発や、それに関連した企業の進出等、あとは南吹田地域で南吹田駅の開業等が見込まれますので、そちらに向けて企業の進出等が考えられますので、条例の方を整備しておきますと地域再生計画の認定を取られた企業の進出が十分、考えられると思っております。件数に関して、どれくらい見込めるか、業務に関心があつての問い合わせはあるというケースはまだ、こちらの方には寄せられておりませんが、十分な可能性はあるものと見込んでおります。

委員：江坂地域は、もう土地がなくて、建物が建って、オフィスビルが空いているということがあります。そこに入れたら制度の活用が出来ますよね。そういったことが見込めますね。

事務局：今回の拡充部分の一番の狙いは、そういったことです。

委員：先ほど申しました本社と工場と一緒に併設されている場合、工場がだめだったら、全部だめなのか、按分でやるのかどちらでしょうか。

事務局：按分になると思います。工場の部分を除く本社機能の面積と言いますか、それが対象になってきます。

事務局：それと、数値的な目標ですけれども、こちらを今回3月策定しました新しくなった吹田市商工振興ビジョン2025、こちらの中でも企業誘致件数5件を目指して行こうと目標を掲げておりますので、それに向かって進めていきたいと考えております。

会長：それでは次に、「(3) 吹田市商工振興ビジョン2025について」ですが、事務局より説明をお願いします。

— 資料番号3に基づき説明 —

会長：ありがとうございました。

内容が連携しておりますので、続いて「(4) 吹田市商工振興ビジョン2025の推進について」、事務局より説明をお願いします。

— 資料番号4に基づき説明 —

会長：ありがとうございました。

今、御説明がありましたが、御意見等ありましたらよろしくをお願いします。

委員：検証シートを見て、企業誘致に特化していることが心配です。企業誘致自体を否定するのではなくて、それに伴って条例の精神は活かされるのかと常に思います。検証シートP3で、事業成果を表す指標が認定件数や交付件数となっています。目標で、何人雇用する等と書くのは難しいと思いますが、指標として企業の地域貢献は出来ているかどうか、雇用の促進は出来ているかどうか。指標の中では件数だけではなく、そういうものを設けていいのではないかと思います。

検証シートの今後実施を検討すべき新たな取組P8、これについても企業誘致をしたことで、どのように就労機会が増え、安心安全な市民生活の確保に資することができたのかということも今後の事業計画という枠の中で入れていった方がいいのではないかと思います。細かいことをやる必要はないが少なくとも企業誘致によってこうなったということがわかるような指標

が必要ではないかと思います。

会 長：P 9の一番下に、RESAS（リーサス）の活用があり、これには全国データが掲載されており、吹田市も活用できます。これは基本的に企業がどれくらい地域貢献しているかの分析するためのツールです。特に強調されているのが、ヒト・モノ・カネの地産地消で、経済がどう循環していくか、それによって企業がどう貢献しているかという分析をするものです。一つ一つの案件について、どれだけ地域貢献しているかというのは中々打ち出しにくいですが、吹田経済として企業がどれだけ貢献して循環型の働きをしているかというのは、これを使って分析をするとある程度見えてきます。リーサスは去年くらいから稼働しました。どのくらいの分析が出来るのかも含めてこれからの話です。

リーサスが出された目的は地方創生や雇用促進の状況、地域でのお金の循環の状況、企業間取引の状況といったものを見るためです。

これをすすめると指標は出てくる。ということで御理解頂ければと思います。

一つ一つの政策目標を設定するのはもちろん必要です。

委 員：リーサスによる分析もやってほしいが、指標に乗れるようにぜひやってほしい。説明でもありましたが、吹田市産業振興条例が出来た後に3つの部会が出来て、私も商業の貢献策というところに参加して、すごく勉強になりました。幅広く意見を聞くという姿勢に基づくと、今回のビジョンを推進していく上では、いくつか絞り込んだ上で部会を作って、そこで幅広い意見を吸い上げて、この協議会に戻ってくるような、条例を具体化する時のような仕組みが必要だと思えます。

前回から提案はありましたので、話し合っていけたらいいと思います。

もう一つ、文言としては書いていませんが、造園業の方たちに対する市内の受注機会の増大に向けて吹田市産業振興条例の理念に基づいてやってこられているというのはわかりますが、市外業者の方の仕事が増えて、市内で頑張ってきた方の仕事が減っているという状況について事務局は御存知かと思いますが、そこで改めて分かったのは全庁的に吹田市産業振興条例の理念が全庁的には広まっていないということです。全庁的になるような形で取り組んでほしいと強く思います。そのためにも部会で幅広い意見を聞いて実態を把握する等やっていくべきだと思います。

委 員：ビジョンはやはり市民を含めて共有化していくのが非常に大事だと思います。関係者や外部の方、吹田市に来たいと思っている人が魅力的だなと思うような、ビジョンの広め方、浸透のさせ方は何か考えていますか。

事務局：ビジョンや吹田市産業振興条例の浸透、情報提供については一番重要であると考えています。説明の中でも申し上げましたが、この協議会自体に経済団体の代表の方々に出席していただいておりますし、そういった方々から、所属団体の定例会等で、ビジョンや吹田市産業振興条例の内容をお伝え頂きたい。また、吹田市も経済団体の定例会に出席させていただいて、色々な情報を説明させていただいておりますし、今後もそういった機会を通じて浸透を図りたいと

思っています。

委員：出来れば吹田市外の方が、吹田市を魅力的に感じるとか、外から見て魅力的なものの中から見て共有できるという両方の側面から推進を図っていただければと思います。

会長：情報発信は難しいものです。行政はホームページで発信し、いろいろなところに出向いて説明しています。

吹田市がすごいと思うのは、この商工振が同友会や民商といった経済団体が、そのまま委員になっている会であるということです。他所にはあまりありません。基本的に幅広い会だと思います。これはすごいことだと思います。

商工会議所・商工会はだいたいこの会でも入っています。しかし、そこどまりです。もちろん地元商店街の代表、モノづくり系の代表、工業界の方等は入っています。吹田市の商工振の様に幅広い会は他にないと思います。

それぞれの委員に対して、また、その組織を通じて情報発信をしていただいていると思います。しかし、それで、どれだけ浸透しているかと言われると難しいと思います。

事務局：行政はうまく情報発信ができていません。吹田の魅力をうまく伝えられていない。宝の持ち腐れという声をよく聞きます。行政としてもあらゆる機会をとらえて情報発信をしていきますので、皆様方にも拡散に御協力いただきたいと思います。

それと指標の関係でいうと、雇用を何人というのは定量的に指標として設けるのは難しい。雇用があればいいという定性的な言い方は出来るが、あくまでも数字の目標を掲げていますので、条例改正もそうですが、こういうフレームがあることにより、更なる雇用が見込めます。その必要条件を備えたい。これが条例改正の趣旨です。

指標設定についても定量的に設けられるものについては設けますが、なかなか難しい面があります。造園の関係では、土木部の関係で行政内部の部局間の中で温度差があります。ビジョンや吹田市産業振興条例は都市魅力部としては十分意識して、市民の皆様と仕事をさせていただいていますが、他部局から見るとそれがどうしたというものになります。市民にという前に行政内部での周知をことあるごとに徹底を図りたいと思います。

部会についてですが、ビジョン等の計画を作る時は色々な部会があって、親の会に積み上げたものが返ってくるというものは行政の中ではたくさんあります。そういう手法を取らせて頂きましたが、いわゆるPDCA、検証段階では、10年計画で5年後の見直しについては別のフレームですが、検証シートを行政の人間がしっかりと作って、この協議会でしっかりと説明することでPDCAがしっかりと回ると考えていますので、そういう形で事務局としては進めたいと考えています。

委員：起業家の所、吹田市はどういう街ということが外部にも十分伝わるためには、若年の起業は吹田でしたら面白いとか、女性の起業は吹田が面白いとか、市民に分かりやすいキーワード、市民に訴えるアプローチもあってもいいのではないかと思います。どちらかというとな産業界に訴えるものが多いように思います。

会 長：本協議会委員が商工会議所で行っている創業塾で講師をされていることもあり、実際に活動を行っていて、実際に創業もされています。何か御意見はありますか。

委 員：会長から振りをいただきましたように、私は他の地域でも、また吹田エリアでは吹田商工会議所や吹田市役所が主催する創業塾や女性創業セミナーで講師を拝命しています。現場・現状をお伝えしますと、創業スクールというのは各地で乱立状態。これから、9月から12月が特に多い時期です。「探して来る」というより、「選べる位」という乱立状態が今の実情。背景としましては、国を挙げての創業支援策があります。そのような中で、受講生をどう集めてくるかを悩むところも多いのですが、吹田において感じるのは、来週から開催される商工会議所が開催する創業塾では、毎年15～20名参加しています。もう少し後に始まる女性にターゲットを絞った全8回の女性創業セミナーでは、昨年度は定員オーバーでキャンセル待ちの状態、席数を目いっぱいまで増やしています。そういう意味では吹田の創業のポテンシャルは高い。

しかし、それをもって花マルというわけにはいきません。皆さんが創業すべきかという、多分そうではなく、創業してからの支援であるとか、創業支援を知らなかったという人もいるかもしれません。一回受講した方が、他の方に口コミで伝えてもらうのが一番効果的なので、このように情報が欲しい人に伝えるのが核だと思います。また一方で、吹田市にはこれほどのポテンシャルがありますので、認知してもらうのは難しいとは思いますが、市外から創業の地として吹田を選んでもらえるようになれば良い。目標値で、開業率から廃業率を引いた数値が3ポイントとありますが、これは実はすごいことで、ずっと廃業率が開業率より高かったのです。既に吹田市では逆転しています。

会 長：従来、全国的に廃業率は開業率のだいたい3倍くらい高いということが常識でした。どういうわけか、一昨年のデータで、開業率が高くなりました。アベノミクスの効果か、ソーシャル・イノベーションということで、個人でも手軽に起業ができるようになったからか、いきなり開業率が上がりました。吹田市は全国レベルで見ても非常に高い。全国の市町村中、10位となっています。全国的に見ても、創業の視点としては成果が上がっていますが、その先の経済効果等はこれからこの会議等で検証したい。

委 員：その背景として、サビックとの連携が大きいと思います。セミナーやスクールをしても、その場ですべてが解決されるわけではありませので、そのあたりのフォロー体制の発信も必要かと思えます。

委 員：資料の最後に「検証シート」が添付されており、これによって各事業の推進の把握状況ができることが分かって良い。これまでの取り組み状況がありますが、進捗、成果と課題がありますが、一番大事なのは進捗。目標に向けての戦略・戦術、だれがどのようにといったアクション面が非常に大事になります。そうすることにより、期待された成果が上がってくると思えます。

委 員：資料番号5の10ページの(3)、不動産の所有と使用の分離について、前回からよく話題に

上がっていましたが、商店街の空き店舗について、1階を閉店したが2階に住んでいるので他人が1階を使えない、という弊害があります。このあたりの所有と使用权の整理してほしい。一旦空き店舗ができると、それが固定化してしまいます。空き店舗の活用を検討しなければならないと思います。

同じ10ページの1番で「外部の力を活用した中長期的なまちづくりに対する支援」とあります。商工会議所から来ていますが、青年部の方でガンバのスタジアムとJR吹田間でバスを出すという検証実験をここ3年間行っています。人の流れがないと経済的に潤うことがないとの視点で行っています。長期的な支援をお願いしたいです。

もう一点、青年会議所では今年度、ビジネスプランコンテストという若者の向けのコンテストを行っています。そういった何かを生み出すもの、街の魅力的なものを発掘して、それを光らせるという支援をお願いしたいです。

会 長：御意見ということでよろしいですね。

委 員：ビジョン2025においては数値目標を掲げていますが、なかなかカバーできないところが、たくさんあるのではないかというのが感想。新たな取り組み事業について示されており、この内容についてどうしたら実効性が上がるか、そのあたりをこの席で見たいです。

委 員：長い間、小売市場をしています。昭和30年代には三十数の市場がありました。現在は業態を変えて、市場からスーパーという形になり、市場は3～4店舗に減っています。私は豊津の駅前で事業をしていますが、やはり後継者や環境問題、消防といったことを管理しています。「基本方針Ⅳ」にある「商業者又は商業団体に対する各種相談受付、駅周辺のまちづくりに対する支援」とありますが、周辺対策、ごみの焼却の問題といった諸々の問題が重なって、事業を続けていくのには非常に難しい環境にあります。今日も昼から市役所からごみ対策の担当者が来るし、明日は消防関係の担当者が来る。それを一企業体としてやっていけるか。創業ということが出ていたが、いいところがあるならいつでも移れますが、今まで地元で守ってきた場所での商業が厳しい状況に置かれています。今後生き残っていく術というのも施策に入れていただいたらありがたい。

委 員：基本的なところですが、アクションプランの数値の計算根拠について教えていただきたい。資料番号4のアクションプラン中、開業率・廃業率とはどのように計算しているのですか。

事務局：国の統計調査で全事業所を対象とした「経済センサス」というものがあり、その調査結果の数字を使っています。計算式についての資料は、追ってメール等でお送りします。

委 員：ビジョンの推進の進捗管理についての基本的な考え方ということで、検証シートを今回お出しいただき、今後の取り組み予定については具体的にお示しされている。年度末に目標値の達成・検証結果を報告するとのことですが、年度末の報告だけではなく、中間報告、取り組み内容について報告をいただきたい。

会 長：それは当然行っていきます。

委 員：開業利子の補給金がありますが、補助金の交付件数が昨年度は少なかったが、実際の対象者の母数は10～20件ではありませんか。公庫、保証協会、吹田市エリアの金融機関から周知を進めていく等、行動計画に入れていただきたい。「今後実施を検討すべき新たな取組」の7ページに「第二創業の促進に向けた事業承継支援」とある中で、事業承継支援が必要となる可能性のある事業者に対するヒアリングを行うと書かれています。既に把握されているのか、今後されるのであればどのように把握されるのですか。

事務局：第二創業、事業承継についてであります。アンケート調査等では全体的な実態は把握できたと考えています。個々の企業さんの把握については、これも地道な活動ではあるが企業訪問を行っていますので、そういった事業者の皆さんとの対話の中で把握しています。また、事業承継についてのセミナーの実施を考えています。

会 長：経済団体からの情報提供があればのぞましいのではないのでしょうか。

事務局：団体から情報提供があればありがたい。開業利子補給金については、吹田市、吹田商工会議所、そして、日本政策金融公庫との三者で創業支援ネットワークを構成している。そのネットワークの中で、公庫で開業資金を利用された事業者には、1年経った時点で公庫から利子補給金の制度について通知をしてもらって、活用を促進しています。

委 員：日本政策金融公庫についてはそのように伺っています。信用保証協会を通じた、公庫以外の金融機関からの開業資金もあると思います。

事務局：開業資金ということであれば、他の金融機関を利用されてもなかなか把握しにくい。今後は銀行を通じた開業でなくても融資にも力を入れていきますので、金融機関との会議において把握していきたい。

委 員：企業立地促進条例のところで、今回、建物の賃借でも可とし、地域再生計画の認定を受ければ、本社なら色々な業種が受けられるという形で、間口が広がったということはいいいことだと思う。しかし、地域再生計画に認定を受けるというハードルを越えないと奨励金の認定を受けられないということをごどのように周知していくのですか。

会 長：周知が難しい。一応、情報発信はしている状況です。

事務局：現在の企業立地促進条例についても、情報発信は難しく、市内の事業所には色々な形で実施していますが、市外からいかに事業所を誘致してくるかという点については、国の委託を受けている日本立地センター等とコンタクトを取っていますので、そういった機関を通じて周知して

いきたいと考えています。

委員：すごい取り組みをされているということと東洋一といわれていた操車場がどんなふう生まれ変わっていくのかを見届けていけるということを楽しんでいます。

吹田市としての情報発信の話が出ていたが、例えば、日本一暑いまち『熊谷市』とそれを追いついた『四万十市』それと、常に2番手の多治見市等が、暑いことを逆手にとってサミットを開いている。実際に行ったことはなくても、名前だけは暑いということで覚えられる。

そういった効果はあると思う。

例えば、吹田市にある日本一を広く伝えることが出来れば、世間的に吹田市という名前が広がると思う。

会長：都市サミットは、結構ある。中小企業サミットというものもある。何か考えるのもよいかもしれない。

事務局：我々は、この4月に都市魅力部に名前が変わりまして、シティプロモーション推進室も新たにできました。吹田市をどう宣伝していくかを考える中で、一番というものもあれば、唯一というものもあります。万博公園はまさにそれであり、キラコンテンツと言え。こういうものをどういう風に発信していくかを議論する市民の会議が別にありまして、そこでいろいろと戦略を練っているところです。今後、色々な形で吹田市を『売る』という取り組みを行っていきます。吹田市は多くの人に知られているわけではなく、東の方の人からは『フイタ』や『フキタ』と言われたりしています。そういうことも含めて吹田市をアピールしていく中で、私たちがここで議論している内容も発信していければと思っています。

会長：エキスポシティは全国的に注目を集めたが、そこばかり注目を集めてしまっていて、他の地域はどのような状況なのかと言われるとなかなか難しいところもあります。

ここにしかないものが結構、吹田にはあると思います。いわゆる最先端テクノロジーの集積地になっていることは明らかです。都市部の真ん中にあるというのは珍しい。神戸には医療産業都市があるが集まっているように見えて集まっていない。学校がないのが大きい。

大学と共にやっていくことが多いので、そういったことから集積効果は高いと思います。

今後、『シティプロモーション』をお考えいただきたいと思います。

委員：色々とお話を聞いていると、新しいものに向かって新しいものを作っていくことが一番大切だという流れになっていますが、消費者としては商店街の空き店舗が増えてきて、今までは商店街で全部買い物が出来ていたのが、だんだんなくなっていき、スーパーに行かないと手に入れることが出来ないというふうな商店街の形式になっていると思います。

商店街は、高齢者や足腰が不自由になっている人でもがんばって歩いて行けるような魅力があると思います。そこで、高齢者同士が、声をかけあう中で、いたわり、生きがいを持つとする、そういう社会というものも、たとえ小さな地域社会であったとしても必要であると考えます。商店街の中で買ったものを食べられるスペースや、他の地域でやっている『まちなか保健

室』のようなもの、そこに行けばお金をかけて医者にかからずとも、健康に関する助言や情報が得られる場所を大きい場所につくるのではなく、小さい地域に歩いて行ける距離に必要でないかと考えています。

空き店舗に新しい店舗が入り、にぎやかになったと感じる一方、あまり統一感がなく、昔の方がそれなりに美しかったように思えます。今は新しいものが美しいような感覚がありますが、古くても美しいものはあるし、店主とのやり取りある店舗を欲しいと思う気持ちも強い。店舗という小さな範囲ではありますが、それを応援する商工振ではないかと思えます。議論の中に消費者の視点も加えてもらえればと思います。

会 長：商店街側の問題意識がまずひとつあります。廃業こそしていないが、空き店舗になっているような問題があり、その一方で、活性化しているところもあります。学童保育を高齢者がやっているところや徹底的にオタクをターゲットにしているところもあります。一番すごいと感じたのは町田に昔ながらの商店街があるのですが、夜になると飲み屋街と言えそうです。おしゃれな店舗がオープンし、お客が並んでいます。活性化しているところは、それなりに数があるが、何か新しいことをやらないとうまくいかない。単純に新しいお店に入ってくださいではなかなか難しい。歯抜け店舗は解消されないと思われまます。また、一方では買い物難民の問題もあります。

行政と一体になって進めていく必要があると考えます。

委 員：2つありまして、1つは感想。もう1つは案内、起業家交流会の実行委員をしております、来月9月6日に交流会を開催します。今回はサビックの佐藤所長をお招きして講演をしております。これから開業しようと考えている方、すでに開業されている方に向けて周知を行っているところです。商工振の委員の皆さんにも一度参加してもらいたいと思います。年間4回開催し、毎回40人程度、年間合計160人の方に来てもらっており、なかなか立派なものだという自負もあります。毎回テーマを考えて運営していく難しさも感じています。

感想としては、健都に関するのですが、健都における優遇措置によって誘致していこうという話がありましたが、東京に一極集中で、情報も集中しがちです。そういった状況を打開していくためにも健都は魅力的なものである。厚労省管轄の行政部や独立行政法人の誘致にも力を入れて欲しいという思いを持っています。

会 長：全員の方に御意見をいただきました。他に御意見ある方、おられますか？

委 員：作業部会設置についてですが、新たな委員体制となった時に議論するとなっておりますが、私が是非やってほしいといった提案と事務局が言った今の段階では作業部会は不要であるという意見を言った段階で終わっています。改めて議論を行うという文言は生きていますと判断しているのですか。

会 長：今回はこの協議会で審議をするということで御理解をいただきたい。

委 員：委員の皆さんの意見を聞いていないのではないですか。

会 長：何かあれば、という形で、委員全員に意見を求めて進行してきました。
何か意見があればあの場で意見を言えたと思います。

委 員：事務局からは、局の意見として、この協議会で検証等を行うとの発言はあったと思いますが。

会 長：ですから、この協議会で特に意見がありませんでしたので、この協議会でビジョンの検証等は進めさせていただきます。

事務局：検証シートをこのフレームで実施させていただきたい旨を今回はお伺いしました。
今後、年度末ではなくて次回途中で進行管理をしていく、PDCAをまわす際には、しっかりと事務局で検証シートを作ることで、この商工振で議論いただけると事務局は思っています。

委 員：このメンバーで十分やっていけるという思いは同じです。
条例を具体化する際には3つの部会を作り、成果を上げてきました。
ビジョン推進の為に部会を作ってはどうかということは、前々から提案されてきました。
今回の議論では丁寧に扱われたとは思えません。

会 長：では、どうすべきでしょうか。

委 員：時間もない中で議論してもいけない。次回、じっくりと議論したいと思います。
初めて参加する方も多い中でいきなり聞かれても難しいと思います。
賛成・反対を言えないのではないかと思います。

会 長：基本的に策定時には、部会も設定し、作業を行ってきました。しかし、部会を作るとなると来ていただく方の御負担の問題もあります。
ここで、検証シートに従って皆さん方で議論していくことは可能です。
逆にいうと、この商工振を2時間ではなくて3時間やることは可能だと思います。
この議論については打ち切りたいと思います。一応、この方法で少なくとも今回は進めさせていただきます。

会 長：最後に、次第4「その他」ですが、何かありますでしょうか。

それでは、他に何も無いようでしたら、本日の会議は終了させていただきます。ありがとうございました。